

第 1 回南相馬市議会定例会市長提出議案の要旨

令和 5 年 2 月 2 8 日 提出

I 件数 4 1 件

【内訳】 議案 4 0 件 （条例関係 1 5 件、予算関係 2 4 件、その他 1 件）
報告 1 件 （専決処分の報告 1 件）

II 議案の要旨

《条例関係》

議案第 1 号	南相馬市部設置条例の一部を改正する条例制定について
----------------	----------------------------------

【趣旨】

組織の機能強化と効率化を図り、南相馬市第三次総合計画を着実に遂行できる組織体制の構築を目的とした部と分掌事務の見直しを令和 5 年 4 月 1 日付けで実施するため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 見直しの基本方針

令和 7 年度に迎える第 2 期復興・創生期間の終期を見据え、震災と原発事故からの復興を背景とした社会情勢の変化に呼応するため、「南相馬市第三次総合計画を着実に遂行できる組織体制」、「市民サービスを基本とした利用しやすい組織体制」、「行政課題や関連業務の一元化を図った効率的な組織体制」を構築します。

2 改正概要

（1）経済部を「商工観光部」及び「農林水産部」に再編（第 2 条関係）

震災からの復旧・復興の進展に伴い、農地の集積・集約化やほ場整備が同時並行的に進んでいます。また、新たな担い手の確保・育成・支援、消費拡大、ブランド化、先端技術の普及など、農林水産業を取り巻く課題は多様化しています。

そのため、新たに「農林水産部」を設置し、専門性の高度化、意思決定の迅速化、課題解決に向けた体制強化を図ります。

商工労政、観光交流、移住定住業務を所管する部は「商工観光部」とします。

改 正 前	改 正 後
<u>経済部</u>	<u>商工観光部</u> <u>農林水産部</u>

（２）分掌事務の改正（第３条～第９条関係）

①総務部の「情報化に関すること。」及び「統計調査に関すること。」を復興企画部に移管

近年、デジタル変革（ＤＸ）が叫ばれる中、住民が利便性を実感できるデジタル社会の構築が必要です。総務部所掌の「情報化に関すること。」を、市政の総合企画・調整及び行政改革を含む行政経営を所掌する「復興企画部」に移管し、相互連携の強化を図ります。

「統計調査に関すること。」についても、市政の総合企画や総合計画を所掌する「復興企画部」に移管し、統計結果の活用など連携を強化します。

改正前	改正後
<u>総務部</u> 情報化に関すること。 統計調査に関すること。	<u>復興企画部</u> 情報化に関すること。 統計調査に関すること。

②復興企画部の「公共交通に関すること。」のうち生活交通に係る業務を「生活交通に関すること。」として市民生活部に移管

高齢者の運転免許証の返納の増加、子どもの通学手段の確保など、交通弱者の移動手段の確保を図る必要があります。復興企画部で所掌する公共交通を分離し、タクシー及び路線バス等の市民の身近な移動手段である生活交通を「市民生活部」へ「生活交通に関すること。」として移管し連携を強化します。

公共交通のうち鉄道・空港などについては、「広域交通に関すること。」として、引き続き広域行政を所管する「復興企画部」で所掌します。

改正前	改正後
復興企画部 <u>公共交通に関すること。</u> 市民生活部	復興企画部 <u>広域交通に関すること。</u> 市民生活部 <u>生活交通に関すること。</u>

③市民生活部の「新エネルギーに関すること。」を「脱炭素社会に関すること。」と名称変更。

2050年度までのCO2等の温室効果ガスの実質排出ゼロを目指すため、官民協働による脱炭素社会の実現を図っていく必要があります。市民生活部が所掌する「新エネルギーに関すること。」を「脱炭素社会に関すること。」に改め、新エネルギーの推進にとどまらない脱炭素社会の実現に向け取り組んでいきます。

改正前	改正後
市民生活部 <u>新エネルギーに関すること。</u>	市民生活部 <u>脱炭素社会に関すること。</u>

④市民生活部の「スポーツに関すること。」を健康福祉部に移管

新型コロナの影響など市民の運動機会が減少していることから、心身の健康維持・増進等を図るため、市民生活部が所掌する「スポーツに関すること。」を「健康福祉部」に移管し、健康・福祉分野と連携を強化するとともに、引き続き競技力の向上に努めます。

改正前	改正後
<u>市民生活部</u> スポーツに関すること。	<u>健康福祉部</u> スポーツに関すること。

⑤経済部を「商工観光部」及び「農林水産部」に再編し、事務をそれぞれ分掌。商工観光部に「移住・定住に関すること。」を明記

経済部の再編に伴う分掌事務を整理するほか、令和2年4月から経済部で取り組みを進めている「移住・定住に関すること。」を明記するため、分掌事務に追加し、各部・関係機関等と連携強化を図ります。

改正前	改正後
<u>経済部</u> <u>農林水産業に関すること。</u> <u>農林土木に関すること。</u> 商工業に関すること。 雇用に関すること。 観光に関すること。 国内・国外交流に関すること。	<u>商工観光部</u> 商工業に関すること。 雇用に関すること。 観光に関すること。 国内・国外交流に関すること。 <u>移住・定住に関すること。</u> <u>農林水産部</u> <u>農林水産業に関すること。</u> <u>農林土木に関すること。</u>

3 施行日 令和5年4月1日

議案第2号

南相馬市個人情報の保護に関する法律施行条例制定について

【趣旨】

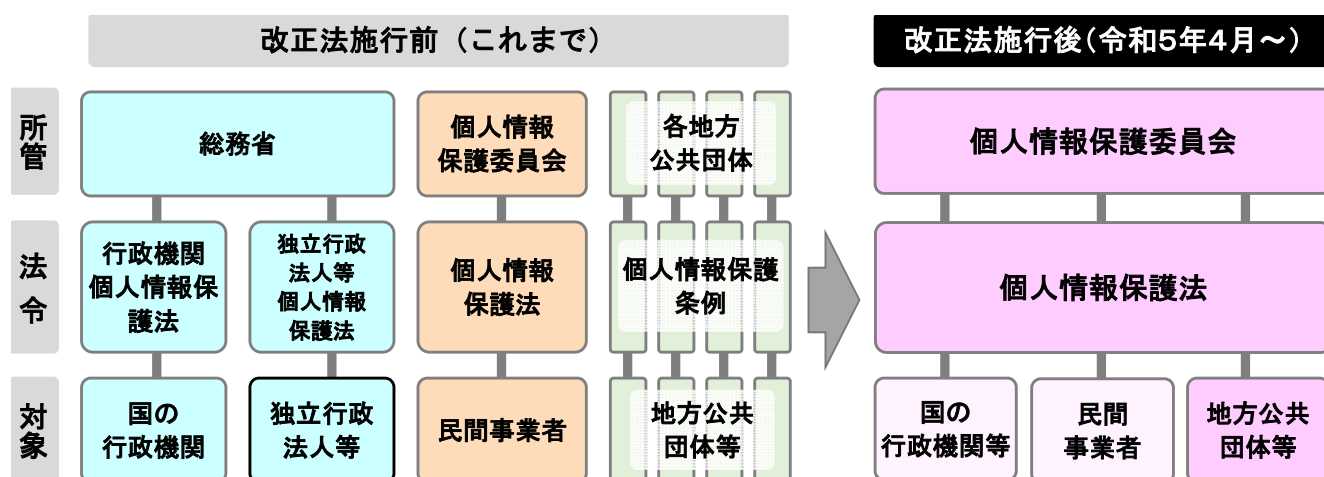
令和5年4月から個人情報の保護に関する法律の規定が地方公共団体等に直接適用されることから、法が委任する事項等を定める条例の制定を行うもの。

【主な内容】

1 南相馬市個人情報保護法施行条例の制定の背景

これまで個人情報の取扱いは、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び民間事業者のそれぞれの機関を対象とする法律や条例等により、その取扱いが別々に規定されていました。

令和3年5月の「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立により「個人情報の保護に関する法律」いわゆる個人情報保護法が改正され、これまで別々であった個人情報の取扱いに関する規定が一本化されることになり、令和5年4月からは、改正法の規定が全国共通ルールとして南相馬市にも適用されることとなります。



2 条例制定の理由

令和5年4月から改正法の規定が地方公共団体等に直接適用されることから、現在の南相馬市個人情報保護条例を令和5年3月末で廃止とし、改正法で委任された事項等を定める条例を制定します。

3 法施行に伴う主な変更点

- ・ 開示請求の決定の期限 【旧】 請求日から14日以内 → 【新】 30日以内
- ・ 例外的な取得、利用、提供
【旧】 審査会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき
【新】 国の個人情報保護委員会から必要な指導、助言等が行われる。

4 制定概要

定める項目	条	内 容
趣 旨	第 1 条	個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定める。
定 義	第 2 条	・「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び地方公営企業の管理者 ・「市の機関等」とは、市の機関及び市の区域内に存する財産区（財産区議会又は財産区総会が置かれている場合にあっては、当該財産区議会又は財産区総会を除く。）
開示請求 の手続き	第 3 条	開示請求書には、法第 7 7 条第 1 項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項（電話番号や開示希望日など）を記載
手数料等	第 4 条	・手数料の額は、無料 ・写しの交付に要する費用、送付に要する費用は実費負担
審査会へ の諮問	第 5 条	次のいずれかに該当する場合に諮問できる旨を規定 (1) 個人情報の取扱いに関し定める条例について、その規定を改正し、又は廃止しようとする場合 (2) 法第 6 6 条第 1 項又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 1 2 条の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合 (3) 市の機関等における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合 (4) その他法第 3 章第 3 節の施策を講ずる場合であって、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき。
附 則		・南相馬市個人情報保護条例の廃止 ・南相馬市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置 ・関係条例の改正

5 施行日 令和 5 年 4 月 1 日

議案第3号**南相馬市情報公開・個人情報保護審査会条例制定について****【趣旨】**

個人情報保護審査会の設置を定めた南相馬市個人情報保護条例が法改正に伴い廃止となることから、情報公開審査会と統合した審査会として新たに設置するため、条例を制定するもの。

【主な内容】**1 制定概要**

定める項目	条	内 容
趣 旨	第1条	南相馬市情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手續等について定める。
設 置	第2条	以下の内容を調査審議するため、南相馬市情報公開・個人情報保護審査会を置く。 ・ 情報公開制度・個人情報保護制度における審査請求 ・ 情報公開制度の適正かつ円滑な運用 ・ 個人情報の適正な取扱いの確保
所掌事項	第4条	・ 審査会は、次に掲げる事項について調査審議する。 (1) 情報公開条例の規定による公開決定等又は公開請求に係る不作為についての審査請求に関する事項 (2) 情報公開制度の運用に関する重要事項 (3) 個人情報保護法の規定による開示決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求に関する事項 (4) 個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項 (5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による特定個人情報保護評価に係る点検に関する事項 ・ 審査会は、情報公開制度の運用に関し、実施機関に意見を述べることができる。
組織等	第5条 第6条	・ 審査会は、委員5人以内をもって組織 ・ 任期は、2年
調査審議	第8条～ 第15条	調査権限や意見の陳述などの手續きについて規定
罰 則	第17条	守秘義務に違反して秘密を漏らした委員は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。（市の区域外において罪を犯した者にも適用）
附 則		・ 旧情報公開審査会の廃止に伴う経過措置 ・ 旧個人情報保護審査会の廃止に伴う経過措置 ・ 関係条例の改正

2 施行日 令和5年4月1日

【趣旨】

診療報酬において「看護職員処遇改善評価料」が新設されたことに伴い、特殊勤務手当として「看護職員等処遇改善特別手当」の支給を行うため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正概要

(1) 経過

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）等を踏まえた、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象とする、収入を1%程度（月額平均4,000円相当）引き上げるための措置として、令和4年2月から9月までの間、「看護職員等処遇改善事業補助金」事業が実施され、令和4年10月からは、同閣議決定に基づき、収入を3%程度（月額平均12,000円相当）引き上げるための措置として、診療報酬において「看護職員処遇改善評価料」が新設されることとなった。本市では給与の調整額として看護職員（助産師、看護師及び准看護師）を対象に処遇改善を行ってきたところです。

(2) 改正内容

看護職員処遇改善評価料による診療報酬算定を行う場合には、引き続き継続的な賃上げ及び賃金改善の合計額の2/3以上を基本給又は毎月決まって支払われる手当の引上げにより改善を図る必要があるため、医療職員の特殊勤務手当に「看護職員等処遇改善特別手当」を新設するもの。

○支給対象：看護職員等医療サービスを患者に直接提供する職員（医師を除く。）

○支給額：正職員及びフルタイム職員は、月額12,000円の範囲内で市長が定める額（パートタイム職員は、勤務時間に応じた割合で支給）

2 施行日 令和5年4月1日

議案第5号**南相馬市手数料条例の一部を改正する条例制定について****【趣旨】**

コンビニ交付サービスによる各種証明書の交付手数料を減額することにより、マイナンバーカード利活用とDXを進めるため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】**1 改正概要****(1) 経過等**

平成29年1月より個人番号（マイナンバー）カードを利用し、コンビニエンスストア等で民間事業者が設置する多機能端末機（マルチコピー機）により住民票、戸籍証明書、戸籍の附票、印鑑証明書、所得や住民税に関する証明書の交付を行ってきました。

令和5年1月末のマイナンバーカード交付率は62%となったものの、コンビニエンスストアでの証明書交付（以下「コンビニ交付」という。）サービス利用率は約10%と低い状況にあります。

このことから、コンビニ交付サービスの交付手数料を減額することで、市民がマイナンバーカード取得による利便性を実感し、マイナンバーカードの利活用とDXを進めるため、コンビニ交付サービスによる各種証明書の交付手数料の減額に係る手数料条例の一部改正を行うもの。

(2) 改正内容

マイナンバーカード普及による利活用とDXを進めるため、コンビニ交付サービスによる各種証明書の交付手数料を一律で100円とするもの。

証明書種類	現 行		改正案		備考
	窓口	多機能端末機	窓口	多機能端末機	
所得/課税証明書	200 円	<u>200 円</u>	200 円	<u>100 円</u>	100 円減額
戸籍（謄・抄本）	450 円	<u>450 円</u>	450 円	<u>100 円</u>	350 円減額
住民票	200 円	<u>200 円</u>	200 円	<u>100 円</u>	100 円減額
印鑑証明書	200 円	<u>200 円</u>	200 円	<u>100 円</u>	100 円減額
戸籍の附票	200 円	<u>200 円</u>	200 円	<u>100 円</u>	100 円減額

2 施行日 令和5年6月1日

議案第 6 号

南相馬市東日本大震災等による被災者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

東日本大震災等による被災者に対する令和 5 年度の国民健康保険税及び介護保険料の負担軽減を図るため、必要な改正を行うもの。

【主要内容】

1 改正概要

国民健康保険税の減免（第 3 条関係）及び介護保険料の減免（第 4 条関係）

区 分	減免適用年・月	
	改正後	現行
① 上位所得層（※ 1）を除く平成 26 年度までに避難指示区域等の指定が解除された旧避難指示区域等（※ 2） （南相馬市では 20 km から 30 km 圏内の旧緊急時避難準備区域・旧特定避難勧奨地点）	令和 5 年 4 月～ 令和 6 年 3 月 1 / 2 減免	令和 4 年 4 月～ 令和 5 年 3 月 全額減免
② 旧避難指示区域等以外の被災区域 （30 km 圏外の津波被害等）	令和 5 年 4 月～ 令和 6 年 3 月 1 / 2 減免	令和 4 年 4 月～ 令和 5 年 3 月 全額減免
③ 帰還困難区域及び上位所得層（※ 1）を除く平成 27 年度以降に解除された旧避難指示区域等（※ 2）	令和 5 年 4 月～ 令和 6 年 3 月 全額減免	令和 4 年 4 月～ 令和 5 年 3 月 全額減免
④ 上記①②③以外の地域	減免なし	減免なし

※ 1 上位所得層とは、

【国保】基礎控除後の総所得金額の世帯合算額が 600 万円を超える世帯

【介護】被保険者個人の合計所得金額が 633 万円以上を基準とする。

※ 2 旧避難指示区域等とは、

平成 25 年度以前に指定が解除された（a）旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む）、平成 26 年度に指定が解除された（b）旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部、川内村の一部および南相馬市の特定避難勧奨地点）、平成 27 年度に指定が解除された（c）旧避難指示解除準備区域（檜葉町の一部）、平成 28 年度及び平成 29 年 4 月 1 日に指定が解除された（d）旧居住制限区域等（葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部）、令和元年度に指定が解除された（e）旧帰還困難区域（双葉町の一部、大熊町の一部及び富岡町の一部）の 5 つの区域

※ 3 ①③の上位所得層のうち、②の減免基準（家屋の全半壊等）の対象となる場合は、②に移行して減免となる。

【参考】国の国民健康保険及び介護保険への財政支援の見直し方針

○：全額減免または全額免除

	年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
・平成26年度までに解除された地域 南相馬市では20km～30km圏内 (旧緊急時避難準備区域・旧特定避難勧奨地点) ・避難指示区域等以外の被災区域 (30km圏外の津波被害等) ※半壊・大規模半壊の方は1/4減免	保険料・税	○	1/2減免	特例終了				
	一部・利用者負担金	○	○					
・平成27年度までに解除された地域	保険料・税	○	○	1/2減免	特例終了			
	一部・利用者負担金	○	○	○				
・平成28年度までに解除された地域 南相馬市では20km圏内 (旧避難指示解除準備区域・旧居住制限区域)	保険料・税	○	○	○	1/2減免	特例終了		
	一部・利用者負担金	○	○	○	○			
・平成29年度までに解除された地域	保険料・税	○	○	○	○	1/2減免	特例終了	
	一部・利用者負担金	○	○	○	○	○		

2 令和5年度保険税（料）減免見込額及び費用負担

[国民健康保険税]

①平成26年度までに避難指示区域等の指定が解除された旧避難指示区域等【1/2減免】

対象世帯数		5,955世帯
保険税減免額		317,192千円
減免額の費用負担	災害臨時特例補助金(2/10)	63,438千円
	特別調整交付金(8/10)	253,754千円

②旧避難指示区域等以外の被災区域(30km圏外の津波被害等)【1/2減免】

対象世帯数		179世帯
保険税減免額		9,580千円
減免額の費用負担	特別調整交付金(9/10)	8,622千円
	市負担金(1/10)	958千円

③帰還困難区域及び平成27年度以降に解除された旧避難指示区域等【全額減免】

対象世帯数		2,010世帯
保険税減免額		213,635千円
減免額の費用負担	災害臨時特例補助金(2/10)	42,727千円
	特別調整交付金(8/10)	170,908千円

◎市負担(1/10)の財源は、一般会計からの繰入とする。

◎現時点では、国から財政支援の財源構成割合に係る資料が発出されていないため、今後、被災地域に係る市負担割合変更の可能性はある。

[介護保険料]

①平成 26 年度までに避難指示区域等の指定が解除された旧避難指示区域等【1/2 減免】

対象人数		13,246 人
保険料（税）減免額		452,208 千円
減免額の費用負担	災害臨時特例補助金（2/10）	90,441 千円
	特別調整交付金（8/10）	361,767 千円

②旧避難指示区域等以外の被災区域（30 km圏外の津波被害等）【1/2 減免】

対象人数		458 人
保険料（税）減免額		13,966 千円
減免額の費用負担	特別調整交付金（8/10）	11,173 千円
	市負担金（2/10）	2,793 千円

③帰還困難区域及び平成 27 年度以降に解除された旧避難指示区域等【全額減免】

対象人数		4,100 人
保険料（税）減免額		264,397 千円
減免額の費用負担	災害臨時特例補助金（2/10）	52,879 千円
	特別調整交付金（8/10）	211,518 千円

◎市負担（2/10）の財源は、一般会計からの繰入とする。

◎現時点では、国から財政支援の財源構成割合に係る資料が発出されていないため、今後、被災地域に係る市負担割合変更の可能性がある。

3 施行日 令和 5 年 4 月 1 日

【趣旨】

子どものいる世帯の国民健康保険税の負担軽減を目的とした子どもの均等割額の免除を行うため、必要な改正を行うもの。

【主要内容】

1 改正概要

平成30年度から実施している国民健康保険の被保険者に係る子ども（18歳以下）の均等割免除措置について、令和5年度においても継続するもの。（附則第20項関係）

- ①対象 18歳到達後最初の3月31日までの間にある者の世帯主
- ②期間 令和5年度の1年間（南相馬市東日本大震災等による被災者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の延長に併せ延長）
- ③参考 免除見込額 8, 173千円（対象者753人）

・均等割額軽減等措置の適用イメージ

0 歳～ 6 歳未満				6 歳～ 1 8 歳以下			
㊦の軽減有		㊦の軽減無		㊦の軽減有		㊦の軽減無	
㊦低所得者 7 割	㊦低所得者 5 割	㊦低所得者 2 割	㊦未就学児	㊦低所得者 7 割	㊦低所得者 5 割	㊦低所得者 2 割	
	㊦未就学児						
		㊦未就学児					
㊦未就学児		㊦大震災減免 又は ㊦子ども（1 8 歳以下）免除 （ ㊦と㊦の軽減後の額の減免又は免除 ）					

㊦低所得者に係る軽減（所得に応じて7割、5割、2割の軽減がある。）

㊦未就学児（6歳未満）に係る軽減

㊦東日本大震災等における減免

㊦子ども（18歳以下）に係る免除の優先順で軽減等措置を適用する。

2 施行日 令和5年4月1日

【趣旨】

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の制定等に伴い、法引用箇所に条ずれ等が生じるため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正概要

(1) 南相馬市附属機関設置条例

こども家庭庁に新たに「こども家庭審議会」が設置され、子ども・子育て支援法の「子ども・子育て会議」の規定が削除されるため、引用条項が繰り上がることによる改正

(2) 南相馬市重度心身障がい者医療費の助成に関する条例

こども家庭庁設置により法令の主務大臣及び主務省令が変更になるため、引用省令の改正

(3) 南相馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

- ・民法第 8 2 2 条の懲戒権の規定の削除に伴う改正
- ・こども家庭庁設置後も、学校教育は文部科学省が所管することに伴う学校教育法の引用条項の改正（第 25 条 → 第 25 条第 1 項）
- ・こども家庭庁設置に伴う内閣総理大臣と厚生労働大臣の協議について定める条項の削除に伴う引用条項の改正（第 19 条第 1 項第 1 号→ 第 19 条第 1 号など）

(4) 南相馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例

- ・こども家庭庁設置に伴う内閣総理大臣と厚生労働大臣の協議について定める条項の削除に伴う引用条項の改正（第 19 条第 1 項第 1 号→ 第 19 条第 1 号など）

2 施行日 令和 5 年 4 月 1 日

（南相馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の第 2 6 条懲戒に係る規定の削除については公布の日）

【趣旨】

厚生労働省令の改正に伴い、安全計画策定に係る規定、バス送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定を追加するほか必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正概要

(1) 南相馬市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

- ①児童の安全の確保に関する計画策定に係る規定を追加する改正（第 7 条の 2 関係）
- ②地域型保育事業所等が児童発達支援事業所等との一体的な支援を可能とするための規定を追加する改正。（第 1 0 条関係）
- ③感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置の明確化（第 1 4 条関係）
- ④送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定を追加する改正（第 7 条の 3 関係）
- ⑤民法第 8 2 2 条の懲戒権の規定の削除に伴う改正（第 1 3 条関係）

(2) 南相馬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

- ①児童の安全の確保に関する計画策定に係る規定を追加する改正（第 6 条の 2 関係）
- ②感染症や非常災害の発生時の利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）の策定等の努力義務化に係る規定を追加する改正（第 1 2 条の 2 関係）
- ③感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置の明確化（第 1 3 条関係）
- ④送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定を追加する改正（第 6 条の 3 関係）

2 施行日 令和 5 年 4 月 1 日

（南相馬市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の第 1 3 条懲戒に係る規定の削除については公布の日）

【趣旨】

市内保育園等の利用者負担額の無料化措置を令和 8 年度まで継続するため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】**1 改正概要**

市は、子育て世帯の経済的負担軽減を図ることを目的に、平成 26 年度から市独自で保育料無料化措置を実施しています。

本市で子どもを産み育てやすい子育て環境の充実を図るため、平成 34 年度を終期とした特定教育・保育施設等の利用者負担額の無料化措置を、南相馬市第三次総合計画前期基本計画期間の終期である令和 8 年度まで継続するもの。

対象者は、市内の保育園、認定こども園を利用している 0 歳から 2 歳までの児童（3 歳から 5 歳までは国の幼児教育・保育無償化対象）

2 施行日 公布の日

議案第 1 1 号 南相馬市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

健康保険法施行令等の改正に伴い、出産育児一時金の支給額を増額するため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正概要

出産育児一時金について、現行の 4 0 万 8 千円から 4 8 万 8 千円に額の引き上げを行うもの（第 8 条第 1 項関係）

改正条例等及び内訳		改正前	改正後
国民健康保険 条例	出産育児一時金額	4 0 万 8, 0 0 0 円	4 8 万 8, 0 0 0 円
国民健康保険 給付規則	加算額 (産科医療補償制度の掛金分)	1 万 2, 0 0 0 円	
支給総額		4 2 万円	5 0 万円

2 施行日 令和 5 年 4 月 1 日

※産科医療補償制度

- ・分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児とその家族の経済的負担を補償する制度
- ・全国の分娩機関の 9 9. 9 % が制度に加入している。

出産育児一時金支給状況

	実績額又は予算額	件数	1 件当たりの平均値	備考
令和 3 年度実績	1 2, 4 4 8 千円	3 0 件	4 1. 5 万円	
令和 4 年度実績	8, 3 2 6 千円	1 9 件	4 3. 8 万円	令和 4 年 1 2 月末時点
令和 5 年度予算	2 0, 0 0 0 千円	4 0 件	5 0 万円	

出産費用の状況

令和 3 年度出産費用平均（正常分娩のみ）※室料差額、産科医療補償制度掛金等を除く。

	平均値
南相馬市国保	3 6 4, 3 0 8 円
福島県	4 3 6, 6 7 4 円
全国平均	4 5 4, 9 9 4 円

議案第 1 2 号 南相馬市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

第 8 期介護保険事業計画に基づく令和 5 年度分の介護保険料の負担軽減を図るため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正概要

令和 4 年度に引き続き、令和 5 年度における介護保険料について、減免等の対象とならない者に対し、第 8 期保険料を第 4 期保険料と同額になるよう軽減措置を設ける。(附則第 2 0 項関係)

○保険料段階別の保険料金額及び基準額に対する割合

段 階	(対 象 者)	基準額に 対する 割合	第8期 保険料	第4期 保険料
第1段階	○ 生活保護を受けている人 ○ 世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受けている人 ○ 世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	基準額 × 0.30	21,200 円	18,600 円
第2段階	○ 世帯全員が市民税非課税で、前年の本人の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	基準額 × 0.50	35,400 円	第5期新設 (23,400 円)
第3段階	○ 世帯全員が市民税非課税であって、前年の本人の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円超の人	基準額 × 0.70	49,500 円	27,900 円
第4段階	○ 本人が市民税非課税の人であって、(世帯内に市民税課税者がいる場合)前年の本人の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	基準額 × 0.90	63,700 円	30,800 円
第5段階 (基準)	○ 本人が市民税非課税の人であって、(世帯内に市民税課税者がいる場合)前年の本人の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超の人	基準額 × 1.00	70,800 円 (月額 5,900 円)	37,200 円 (月額 3,100 円)
第6段階	ア 本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満の人 イ 本人が要保護者であって、当該段階の額の適用により非保護者となるもの	基準額 × 1.20	85,000 円	40,100 円
第7段階	ア 本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満の人 イ 本人が要保護者であって、当該段階の額の適用により非保護者となるもの	基準額 × 1.30	92,000 円	46,500 円
第8段階	ア 本人が市民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の人 イ 本人が要保護者であって、当該段階の額の適用により非保護者となるもの	基準額 × 1.50	106,200 円	55,800 円
第9段階	○ 本人が市民税課税で合計所得金額が320万円以上の人	基準額 × 1.70	120,400 円	65,100 円

【参考】軽減見込額 3,600 人 125,628 千円 (財源：介護給付準備基金)

2 施行日 公布の日

【趣旨】

道路法施行令の一部改正に伴い、同令に準じて定めている占用料を改めるため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正理由

現行の道路占用料は、平成30年度の地価水準を算定の基礎とした道路法施行令に準じたものですが、今回の改正は、令和3年度の地価水準による見直しに伴い道路法施行令が改正されたことに準じ、条例を改正するもの。

2 改正内容（別表関係）

(1) 道路法（以下「法」という。）第32条第1項第1号に掲げる工作物

占 用 物 件	年間占用料	
	改正後	改正前
第1種電柱	480 円/本	420 円/本
第2種電柱	730 円/本	650 円/本
第3種電柱	990 円/本	880 円/本
第1種電話柱	430 円/本	380 円/本
第2種電話柱	680 円/本	610 円/本
第3種電話柱	940 円/本	830 円/本
その他の柱類	43 円/本	38 円/本
地下に設ける電線その他の線類	3 円/m	2 円/m
路上に設ける変圧器	420 円/個	370 円/個
地下に設ける変圧器	260 円/m ²	230 円/m ²
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	850 円/個	760 円/個
郵便差出箱及び信書便差出箱	360 円/個	320 円/個
広告塔	870 円/m ²	960 円/m ²
その他のもの	850 円/m ²	760 円/m ²

(2) その他、法及び政令に掲げる施設

3 施行日 令和5年4月1日

【趣旨】

子どものスポーツ施設の使用料又は利用料金の免除を継続し、子どものスポーツ施設の利用増進と運動不足の解消を図り、運動する機会を創出するため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】**1 改正概要**

「南相馬市小中学校保健統計」による肥満傾向児の出現率の推移をみると、小中学校ほぼ全ての学年において全国・県の平均よりも上回っており、本市の子どもたちの運動不足・体力の低下を解消することが依然として課題となっていることから、子どもたちの運動する機会を継続的に創出するため、当該条例等の適用期間について、「南相馬市第三次総合計画前期基本計画」の終期である令和 8 年度末までの 4 年間（令和 9 年 3 月 31 日まで）延長するもの。

2 施行日 公布の日

【趣旨】

分べん料の引き上げを行うため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正概要

総合病院では、助産師の積極的な配置や、出産時及び新生児用の医療機器の充実などを行い、妊婦が安心して出産できる環境を整備してきたところですが、これらに要する費用については、出産にかかる経済的な負担となることから、平成 22 年度に現行料金として以降、これまで改正を行っていない状況にあります。

今般、国が「出産育児一時金」の額の引き上げを行うことで、出産にかかる経済的な追加負担が生じないことから、出産に要する費用に近い、より適正な料金に改正するもの。

分べん料の引上げ（1 児につき）

区 分	改正後	改正前	改正による増額
診療時間内	210,000 円	180,000 円	30,000 円
休日・深夜	230,000 円	200,000 円	30,000 円
前掲以外の場合	220,000 円	190,000 円	30,000 円

※深夜…午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間

出産費用は、入院料、分べん料、新生児管理保育料、検査・薬剤料、処置・手当料などで構成され、分べん料は、「正常分娩時の、医師・助産師の技術料及び分娩時の看護・介助料」に相当するもの。

【参考】総合病院における標準的な出産費用と出産育児一時金との比較

	改正後	改正前	改正による増額
標準的な出産費用	450,000 円	420,000 円	30,000 円
出産育児一時金	500,000 円	420,000 円	80,000 円

2 施行日 令和 5 年 4 月 1 日

《補正予算関係》

議案第 16 号 令和 4 年度南相馬市一般会計補正予算について

議案第 17 号 令和 4 年度南相馬市国民健康保険特別会計補正予算について

議案第 18 号 令和 4 年度南相馬市介護保険特別会計補正予算について

議案第 19 号 令和 4 年度南相馬市育英資金貸付特別会計補正予算について

議案第 20 号 令和 4 年度南相馬市亜炭鉱害復旧施設維持管理事業特別会計補正予算について

議案第 21 号 令和 4 年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計補正予算について

議案第 22 号 令和 4 年度南相馬市太田財産区特別会計補正予算について

議案第 23 号 令和 4 年度南相馬市後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第 24 号 令和 4 年度南相馬市水道事業会計補正予算について

議案第 25 号 令和 4 年度南相馬市病院事業会計補正予算について

議案第 26 号 令和 4 年度南相馬市工業用水道事業会計補正予算について

議案第 27 号 令和 4 年度南相馬市下水道事業会計補正予算について

《当初予算関係》

議案第 28 号 令和 5 年度南相馬市一般会計予算について

議案第 29 号 令和 5 年度南相馬市国民健康保険特別会計予算について

議案第 30 号 令和 5 年度南相馬市介護保険特別会計予算について

議案第 31 号 令和 5 年度南相馬市育英資金貸付特別会計予算について

議案第 32 号 令和 5 年度南相馬市亜炭鉱害復旧施設維持管理事業特別会計予算
について

議案第 33 号 令和 5 年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計予算について

議案第 34 号 令和 5 年度南相馬市太田財産区特別会計予算について

議案第 35 号 令和 5 年度南相馬市後期高齢者医療特別会計予算について

議案第 36 号 令和 5 年度南相馬市水道事業会計予算について

議案第 37 号 令和 5 年度南相馬市病院事業会計予算について

議案第 38 号 令和 5 年度南相馬市工業用水道事業会計予算について

議案第 39 号 令和 5 年度南相馬市下水道事業会計予算について

《その他》

議案第40号 市道路線の認定及び変更について

【趣旨】

道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

1 概要

県道北泉小高線の新設バイパス区間の開通に伴い、旧道部を市へ管理移管するため、市道として新規認定するもの。

また、上記バイパス整備に伴い起点が変更となった路線について区間変更するもの。

認定路線 2路線 L=1,467.6m (原町区)

変更路線 2路線 L=▲206.5m (原町区)

【路線内容】

内 容	路 線 名	総延長	幅 員
認定路線	野馬沢高柴線	1,314.0 m	7.7 m～ 18.8 m
	丸山西内線	153.6 m	11.0 m～ 28.3 m
変更路線	小浜4号線	▲ 36.5m	10.3m
	小浜米々沢線	▲ 170.0m	11.2m

2 路線図 26・27ページのとおり

《報告》

報告第 1 号 専決処分の報告について

【趣旨】

地方自治法第 180 条第 1 項（議会の委任による専決処分）の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するもの。

【専決第 10 号 工事請負変更契約の締結について 令和 4 年 12 月 28 日専決】

1 専決処分の理由

令和 4 年第 4 回南相馬市議会臨時会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、令和 4 年 12 月 28 日付けで専決処分したもの。

2 変更契約の内容

契 約 の 目 的		小高園芸団地地域営農支援施設整備事業 (飯崎・大田和) 建設 (第 2 期) 工事
契 約 の 相 手 方		兵庫県尼崎市浜一丁目 1 番 1 号 クボタアグリサービス株式会社
施 工 場 所		南相馬市小高区飯崎字南原地内外
契 約 金 額	変 更 前	487,850,000 円
	変 更 後	495,308,000 円
	増額する額	7,458,000 円

○主な変更内容

	項 目	内 容
(1)	布 堀 り 工 法 の 追 加	工事着手後、本工事北側の土質について施工業者が地質調査 試掘を行ったところ、設計段階の地質調査では確認できなかった礫層が広範囲に分布していることが確認された。このため、 管理予定者と再度協議を重ねた結果、パイプの埋め込み深さ部分の礫の撤去が必要なことから、除礫を伴う布掘り工法の追加 を行うもの。
(2)	工期の延長	協議に不測の日数を要したこと及び工法の追加に伴い、ス ケジュールの見直しが必要となったため工期の延長を行うもの。 変更前 令和 4 年 5 月 12 日～令和 5 年 1 月 31 日 変更後 令和 4 年 5 月 12 日～令和 5 年 3 月 31 日

【施工場所位置図】



全体位置図



(市道認定・変更の概要)

県道北泉小高線の新設バイパス区間の開通に伴い、旧道部を市へ管理移管するため、市道として新規認定するもの。

また、上記バイパス整備に伴い起点が変更となった路線について区間変更するもの。

◎認定路線

原町区 野馬沢高柴線 L= 1,314.0m

丸山西内線 L= 153.6m

◎変更路線

原町区 小浜4号線 L= ▲36.5m

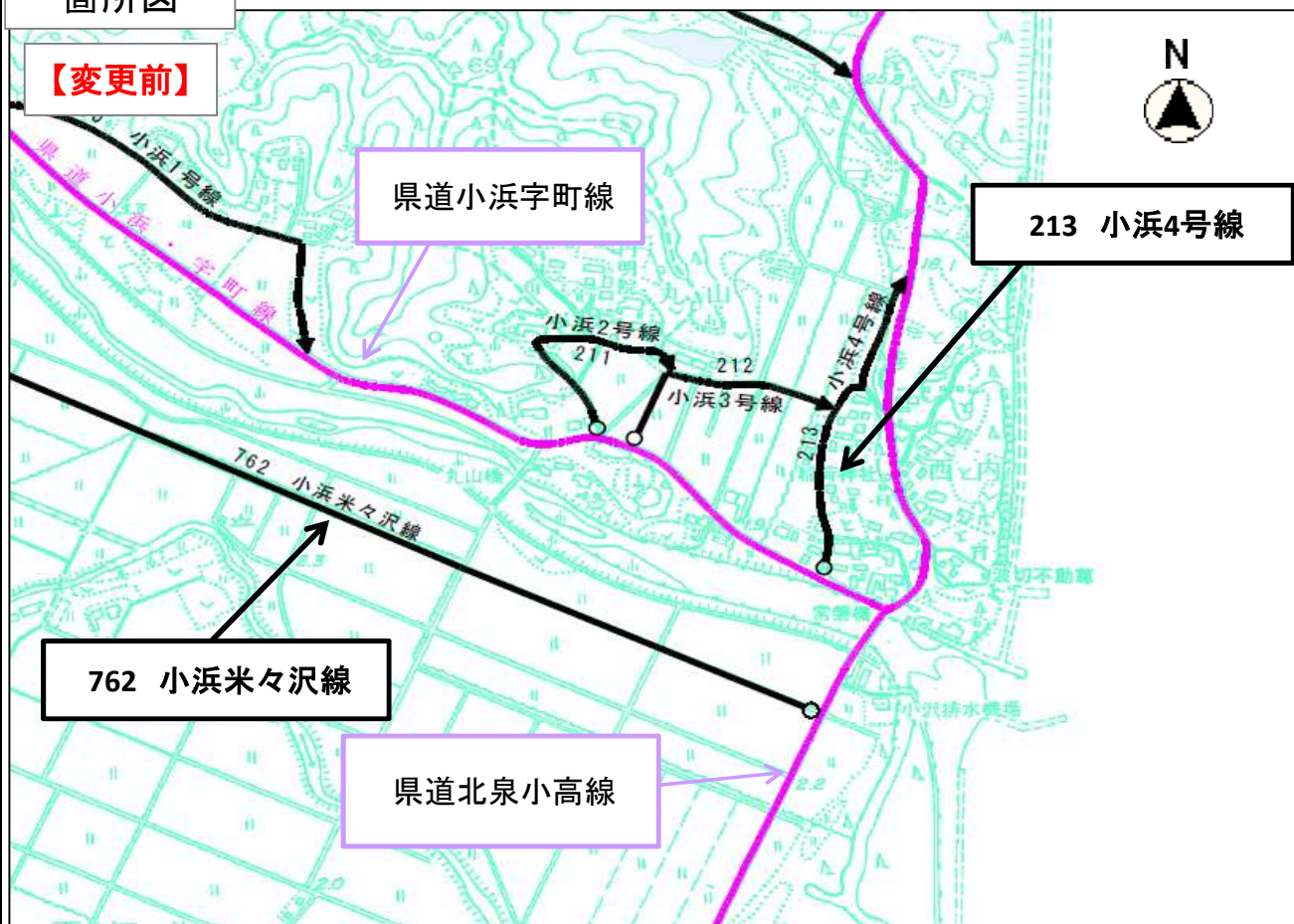
小浜米々沢線 L= ▲170.0m

計 4路線 L=1,261.1m

原町区①

箇所図

【変更前】



【変更後】

